

No. 4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1061号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
大柵町特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

大柵町特別緑地保全地区は、都筑区の中央部、市営地下鉄3号線センター北駅から南へ約400メートルに位置しており、豊かな自然環境を保っているまとまりのある貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、流域施策として、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン」において、保全が望まれる斜面緑地に位置付けられており、市街化調整区域などの良好な樹林地の保全・整備に取り組むとしています。

議第1062号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
北八朔町北特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

北八朔町北特別緑地保全地区は、緑区の北部、市営地下鉄4号線川和町駅の北西約1.2キロメートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、市街地整備方針の中で農地・樹林地を中心とする地区に位置付けられており、市街化を抑制し、農地・樹林地等の緑の多い環境を保全するとしています。

議第1063号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
三保町杉沢堰特別緑地保全地区	約 0.6ha	

(内容)

三保町杉沢堰特別緑地保全地区は、緑区の中央部、JR横浜線十日市場駅の南約1.0キロメートルに位置しており、梅田川の川辺に広がる、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七犬拠点である三保・新治地区に位置しており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、三保・新治に広がる緑を、緑の10大拠点のひとつとして保全するとしています。

議第1064号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上白根町小池特別緑地保全地区	約 2.4ha	

(内容)

上白根町小池特別緑地保全地区は旭区の北部、J R 横浜線中山駅の南西約2.1キロメートルに位置する、市街化調整区域内のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点の三保・新治地区に位置付けられており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区の6つの緑の拠点に位置付けられており、積極的な保全やそれぞれの特色にあわせた整備を行うとしています。

議第1065号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
川島町二ノ沢特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

川島町二ノ沢特別緑地保全地区は、旭区の南東部、相模鉄道本線鶴ヶ峰駅の南約900メートルに位置しており、周辺住宅地からの景観に優れた良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の中流域に位置しており、流域施策として、まとまりのある樹林地・農地の保全や、街路樹、河川沿いなど公共空間の緑化を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、将来に渡り保全していくことが望ましい緑地については、土地所有者の理解のもとに、緑地保全地区に指定するとしています。

議第1066号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
今井町多子谷特別緑地保全地区	約 2.1ha	

(内容)

今井町多子谷特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区の南西部、J R 横須賀線東戸塚駅の北約1.5キロメートルに位置する、市街化調整区域内のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、市街化調整区域内のまとまった緑地を保全するとしています。

議第1067号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
和泉町早稲田特別緑地保全地区	約 1.8ha	

(内容)

和泉町早稲田特別緑地保全地区は、泉区の北部、相鉄いずみ野線いずみ野駅の北西約1.0キロメートルに位置する、郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点の一つである上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、和泉川沿いにまとまった樹林地(斜面緑地)は、多様な緑地保全施策により保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地や樹林地などは、土地所有者の協力を得ながら、緑地保全地区や市民の森、緑地保存地区、公園などにより保全を図るとしています。

議第1068号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
野庭・上永谷特別緑地保全地区	約 1.1ha	

(内容)

野庭・上永谷特別緑地保全地区は、港南区の西部、J R根岸線港南台駅の北西約1.8キロメートルに位置する、市街化区域に近接したまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点である舞岡・野庭地区に位置しており、舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区や周辺の樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、緑の拠点である大規模な公園・緑地は、うるおいと安らぎのある空間としての保全・活用に努めるとしています。

議第1069号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
六浦東三丁目特別緑地保全地区	約 0.6ha	

(内容)

六浦東三丁目特別緑地保全地区は、金沢区の南部、京急逗子線六浦駅の南東約1.0キロメートルに位置する、周辺住宅地からの景観に優れた良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、宮川・侍従川流域の源・上流域に位置しており、流域の施策方針として、緑の拠点となっているまとまりのある樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」において、侍従川の谷戸を軸として、身近な生き物と触れ合える河川や樹林地を保全・再生するとしています。

これら9地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1070号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	恩田東部特別緑地保全地区	約 9.2ha	約 4.8ha 増
旧	恩田東部特別緑地保全地区	約 4.4ha	

(内容)

恩田東部特別緑地保全地区は、青葉区の南西部、こどもの国線恩田駅の東約200メートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点である、こどもの国周辺地区に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において緑の拠点に位置付けられており、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

本地区の一部の区域については、平成26年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1071号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	上郷・中野特別緑地保全地区	約 3.1ha	約 2.4ha 増
旧	上郷・中野緑地保全地区	約 0.7ha	

(内容)

上郷・中野特別緑地保全地区は、栄区の中央部、J R根岸線本郷台駅の南東約1.3キロメートルに位置しており、柏尾川支流であるいたち川の河岸の斜面緑地で、河川に沿った農地と一体となった良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン」において、緑と水の拠点である稲荷森の水辺周辺に位置する緑地であり、優先度の高い緑地、水辺については、土地所有者や地域の協力を得ながら、市民の森や緑地保全地区などの指定を行うなど、多様な施策により保全を検討するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成4年7月に緑地保全地区に指定しています。

これら2地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を変更します。

議第1072号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	朝比奈特別緑地保全地区	約 22.8ha	約 3.9ha 増
旧	朝比奈緑地保全地区	約 19ha	(約 18.9ha)

(内容)

朝比奈特別緑地保全地区は、金沢区の南西部、京急逗子線六浦駅の西約1.4キロメートルの鎌倉市界付近に位置しており、鎌倉時代の国指定史跡である「朝夷奈切通」と一体となった貴重な緑地であり、優れた風致景観を市民に提供しています。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」において、地域を広く縁取り、市街地の背景となる尾根筋を中心とした緑地の連なりを保全・創造し、憩いの場として活用を図っていくとしています。

なお、本地区の一部の区域については、既に緑地保全地区に指定しています。

伝統的・文化的意義を有する自然的環境・歴史的環境を保全し、当該区域の優れた風致景観を維持するとともに、緑の遮断帯・緩衝帯として住民の健康で文化的な都市生活を確保するため、既存の区域と隣接する緑地を一体として変更します。